

令和元年度分 地域包括支援センター業務評価の結果(集計表)

I 評価結果

※ 総合評点 700点満点(センター自己評価点数×3)+(市評価点数×7)
 ※ 評価基準 5:かなり上回る、4:やや上回る、3:標準、2:やや下回る、1:かなり下回る
 ※ 各項目下段網掛け部分 平成30年度業務評価結果

区		北区			東区			中央区					江南区			秋葉区			南区			西区			西蒲区				平均				
NO		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		28	29		
地域包括支援センター名		阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山潟	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室			
総合評価 (点数/700)	R1	630	650	680	690	697	687	690	680	690	670	667	690	650	690	680	700	693	624	700	660	670	647	650	680	697	680	636	676	643	672		
	H30	680	700	640	-	650	673	636	667	690	680	640	-	593	660	640	700	670	617	660	660	680	687	690	647	697	637	640	567	690	659		
センター自己評価 (点数/70)	R1	63	65	68	69	69	68	69	68	69	67	66	69	65	69	68	70	70	61	70	66	67	64	65	68	69	68	65	69	65	67		
	H30	68	70	64	-	65	68	65	66	69	68	64	-	60	66	64	70	67	61	66	66	68	68	69	64	69	63	64	56	69	66		
市評価	点数/70	R1	63	65	68	69	70	69	69	68	69	67	67	69	65	69	68	70	69	63	70	66	67	65	65	68	70	68	63	67	64	67	
		H30	68	70	64	-	65	67	63	67	69	68	64	-	59	66	64	70	67	62	66	66	68	69	69	65	70	64	64	57	69	66	
	小項目評価段階の分布 (項目の詳細はⅡ項目別評価結果に記載)	5	R1	9	11	12	13	14	13	13	12	13	12	12	13	12	13	12	14	13	10	14	13	11	12	11	12	14	12	11	12	10	(計) 353 (87.0%)
			H30	12	14	11	-	12	11	8	11	13	12	10	-	7	12	10	14	12	10	13	13	12	13	13	9	14	8	12	6	13	305 (80.7%)
		4	R1	4	2	2	1		1	1	2	1	1	1	1	1	1	2		1	3			3	1	2	2	2	1	1	3	41 (10.1%)	
			H30	2		2	-	1	3	5	3	1	2	2	-	5	1	3		1	2			2	1	1	5	5		5	1	53 (14.0%)	
		3	R1										1	1															1	1		3 (0.7%)	
			H30							1				2						1	1								1	1	1		8 (2.1%)
		2	R1	1	1																				1						1	4 (1.0%)	
			H30														2	1	1										2		6 (1.6%)		
		1	R1														1						1	1					1		5 (1.2%)		
			H30			1		1												1	1	1						1			6 (1.6%)		
		平均	R1	4.5	4.6	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.9	4.6	4.9	4.9	5.0	4.9	4.5	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	4.9	5.0	4.9	4.5	4.8	4.6	4.8
			H30	4.9	5.0	4.6	-	4.6	4.8	4.5	4.8	4.9	4.9	4.6	-	4.2	4.7	4.6	5.0	4.8	4.4	4.7	4.7	4.9	4.9	4.9	4.6	5.0	4.6	4.6	4.1	4.9	4.7

* 原則、契約更新しない基準：【点数】420点未満(満点700点×6割)、【項目数】「1が3項目以上」又は「2が7項目以上」
 * 平成30年度途中で開設した地域包括支援センター山の下(新)と地域包括支援センター山潟は、業務の実施期間が評価に必要な1年度に満たず、平成30年度は採点による評価は行っていません。

II 項目別評価結果

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標準 2:やや下回る 1:かなり下回る

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均		
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山湯	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒埼	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室			
I 運営体制	1 地域包括支援センター業務推進体制	1)地域包括支援センターの職員が適切に配置されている。	右記のとおり	「5」=機能強化職員を含め、職員が適切に配置されている。 「2」=職員が不足している期間が1か月以上ある。 「1」=職員が不足している期間が3か月以上ある。	2	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	5	5	5	5	1	5	1	5	1	2	5	5	5	1	5	2	3.9		
		2)令和元年度地域包括支援センターの「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した内容に沿って、事業報告が作成されている。=「3」	市が示した以下の5項目を含んだ内容で作成されているか。 《「3」以外の基準》 「4」=計画した事業及び5項目の目標と重点目標に対する達成状況が明記されている。 「5」=5項目の目標と重点目標において課題、今後の取り組み方針等に言及している。 「2」=5項目のうち1項目について内容が不十分である。 「1」=5項目のうち2項目について内容が不十分である。	5	5	1	-	1	5	5	5	5	5	5	5	5	2	2	2	5	5	1	1	1	5	5	5	5	5	1	2	5	3.7		
		3)令和元年度地域包括支援センターの「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した内容に沿って、事業計画が作成されている。=「3」	市が示した5項目(上記小項目4)と同様を含んだ内容で作成されているか。 《「3」以外の基準》 「4」=実施する活動及び5項目の目標と重点目標を設定している。 「5」=5項目の目標と重点目標に加え、活動内容が具体的である。 「2」=5項目中、1項目について内容が不十分である。 「1」=5項目中、2項目について内容が不十分である。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
		4)職員間の連携が適切に行われている。	相談記録等のファイル保管場所が明確で、情報共有が適切にできている。=「3」	担当者以外分からない状況ではなく、職員間で情報を共有できる状態となっている。 《「3」以外の基準》 「4」=支援・対応の情報共有・連携を図るための取組みをしている。 「5」=支援・対応の連携を図るため、「4」に加えてケースの課題を整理し、課題に合わせた専門職の対応の検討を行った内容と支援結果を記録している。 (統一した様式を使用) 「2」=書類保管場所は明確だが、様式が不統一、書類が不足する等不適切。 「1」=担当者だけで書類も内容も抱え込んでおり、他の職員が分からない。	5	5	5	-	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
					5	5	5	-	5	5	4	5	5	5	5	-	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4.9		

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均			
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山潟	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室				
I 運営体制	1 地域包括支援センター業務推進体制	5)個人情報の取り扱いを適切に行っている。	個人情報保護に関する事項7項目のうち、4項目を実施している。=「3」	<p>個人情報の取扱いについて、以下の要素をみる。</p> <p>《「3」以外の基準》 「4」=5項目以上実施している。 「5」=7項目を実施している。 「2」=3項目の実施である。 「1」=2項目以下の実施である。</p> <p>①個人情報保護に関するマニュアルを整備し、個人情報の適切な取り扱いについて全職員が理解している。 ②個人情報に関する研修を年1回以上実施している。 ③関係機関と個人情報をやりとりする必要がある場合は、あらかじめ利用者に説明し、書面で同意を得ている。 ④個人情報の外部持ち出しに関する手順を定め実行している。 ⑤個人情報は施錠できる場所に保管している。 ⑥相談・面談室のプライバシーが確保されている。 ⑦業務支援システムのID・パスワードを適切に管理している。</p>	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5.0			
					5	5	5	-	5	5	4	5	5	4	5	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5	4	5	4.9
					5	5	5	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		6)職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	市研修、県研修等の機会に、原則として参加している。=「3」	<p>市主催の研修、県主催の研修は原則として参加している。 * 体調の悪化や緊急を要する業務による急遽不参加等の例外は除く * 説明会は研修に含めない。</p> <p>《「3」以外の基準》 「4」=「3」以外の研修(国が実施する包括ケア推進指導者研修ブロック研修含む)及び法人や事業所内部の研修の両方に参加している。 「5」=個々の経験や資質により必要な研修を見極めて受講している(研修計画の作成、個々の研修受講の経年の管理ができていない) 「2」=研修の機会が1回もない職員がいる。但し、年度末の異動者は考慮する。 「1」=職員が誰も出席していない。</p>	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
					5	5	5	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9	

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均				
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山潟	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室					
Ⅱ 総合相談支援業務	2 総合相談支援業務体制	7)ワンストップサービスの拠点としての役割を適切に実施している。	地域包括支援センターの役割の周知、実態把握、相談対応状況等において、8項目のうち、5項目を実施できている。=「3」	周知、実態把握、ネットワーク活用、高齢者本人や家族、関係者からの相談への対応として以下の要素をみる。 《「3」以外の基準》 「4」=6項目以上実施している。 「5」=8項目を実施している。 「2」=4項目の実施である。 「1」=3項目以下の実施である。 ①民生委員やケアマネジャー、医療機関等へ継続した地域包括支援センターのPRを実施している。(同じ対象に年2回以上) ②高齢者が参加する場での継続したPRを実施(年2回以上)している。 ③支援を要する高齢者を見出すため、地域の課題を分析し、個別訪問の実施を事業計画に位置付け、実施している。 ④支援を要する高齢者の情報の把握を行っている。(地域の茶の間等高齢者の集まる場への参加、近隣住民や支援関係機関(高齢、障がい、子育て、地域福祉等)からの情報把握、民生委員との情報共有等) ⑤支援関係機関(高齢、障がい、子育て、地域福祉等)、団体の把握ができてきている。(社会資源マップ、一覧等が作成され、情報提供が可能である) ⑥要支援認定非該当者や事業対象者(基本チェックリスト該当者)のサービス未利用者の情報、市から提供された名簿を活用して実態把握を行っている。 ⑦地区ごとの相談件数や、経路、種別の傾向を把握、分析し、地域包括支援センターの周知やネットワーク構築が必要な人、機関の検討を行っている。 ⑧⑦で行った分析した結果を事業報告と事業計画に反映している。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4.9
		8)継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談者の本人や介護を行う家族等を含めて状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度についていることをみる。支援の経過を記録で確認する。 *個別ケア会議の対象となったケースや、サービス未利用のケース等(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント・虐待以外のケース)を対象とする。 《「3」以外の基準》 「4」=継続的支援を実施する中で、対象者の状況、課題の判断、支援方針、内容を記録している。 「5」=「4」に加え、地域の他機関や住民の支援等の必要性も併せて検討し、支援の実践・モニタリングを行い記録している。 「2」=支援内容はあっても、把握した情報からの課題、判断の記録がない。 「1」=支援内容、課題、判断の全てに不足している。	5	5	4	-	5	5	5	5	5	5	3	-	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4.7		
		9)権利擁護に関する啓発の啓発を適切に行っている。	権利擁護に関する事項(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域で啓発を実施している。 《「3」以外の基準》 「4」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情、課題に基づいて企画書を作成し(任意様式)、①・②・③全てを実施している。(内容は特記に記載すること) 「5」=「4」に加え、権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施している。(①・②・③のどれか1つ以上) *但し、他機関主催のイベントでのチラシ配布のみの内容は含まない。 「2」=①・②・③のいずれかについて、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域での啓発を実施している。 「1」=全く実施していない。	5	5	5	-	5	5	4	5	5	5	5	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
Ⅲ 権利擁護業務	3 権利擁護業務体制	9)権利擁護に関する啓発の啓発を適切に行っている。	権利擁護に関する事項(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域で啓発を実施している。 《「3」以外の基準》 「4」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情、課題に基づいて企画書を作成し(任意様式)、①・②・③全てを実施している。(内容は特記に記載すること) 「5」=「4」に加え、権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施している。(①・②・③のどれか1つ以上) *但し、他機関主催のイベントでのチラシ配布のみの内容は含まない。 「2」=①・②・③のいずれかについて、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域での啓発を実施している。 「1」=全く実施していない。	4	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	5	5	4.7		
		9)権利擁護に関する啓発の啓発を適切に行っている。	権利擁護に関する事項(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域で啓発を実施している。 《「3」以外の基準》 「4」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情、課題に基づいて企画書を作成し(任意様式)、①・②・③全てを実施している。(内容は特記に記載すること) 「5」=「4」に加え、権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施している。(①・②・③のどれか1つ以上) *但し、他機関主催のイベントでのチラシ配布のみの内容は含まない。 「2」=①・②・③のいずれかについて、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域での啓発を実施している。 「1」=全く実施していない。	5	5	5	-	5	4	3	4	5	5	4	-	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	2	5	5	4.3		
		9)権利擁護に関する啓発の啓発を適切に行っている。	権利擁護に関する事項(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域で啓発を実施している。 《「3」以外の基準》 「4」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情、課題に基づいて企画書を作成し(任意様式)、①・②・③全てを実施している。(内容は特記に記載すること) 「5」=「4」に加え、権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施している。(①・②・③のどれか1つ以上) *但し、他機関主催のイベントでのチラシ配布のみの内容は含まない。 「2」=①・②・③のいずれかについて、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域での啓発を実施している。 「1」=全く実施していない。	5	5	5	-	5	4	3	4	5	5	4	-	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	2	5	5	4.3		

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均			
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山潟	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室				
		10)高齢者虐待対応において、関係機関と連携し支援を行うための適切な体制が整っている。	高齢者虐待対応の体制について、5項目のうち、3項目を実施している。＝「3」	<p>高齢者虐待対応について、以下の要素をみる。 ※高齢者虐待事例には、高齢者虐待疑いや高齢者虐待に関する相談対応の事例も含む。</p> <p>《「3」以外の基準》 「4」＝4項目を実施している。 「5」＝5項目を実施している。 「2」＝2項目の実施である。 「1」＝1項目以下の実施である。</p> <p>①社会福祉士を中心とし、職員間で協力して支援を実施している。 (支援するうえで、必ず内部で支援内容の検討と共有を行い、必要な職員が関わることができる体制がある)</p> <p>②休日・夜間対応のための24時間連絡体制がある。 *連絡を受けた場合の対応マニュアルが事業所内で整備されている。</p> <p>③「①、②」を明確にして、必要な機関(行政含む)・市民へパンフレット等を活用し周知している。</p> <p>④ 高齢者虐待対応マニュアルに基づき、対応し、高齢者虐待様式1～4を作成し、関係者や区役所に適切に提出して情報を共有している。</p> <p>⑤継続的にケースのモニタリングを実施し、終結の判断も行っている。終結後も必要がある場合には包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に移行して対応している。 *ケースがなかった場合は、「実施したこと」としてカウントする。</p>	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
					5	5	5	-	5	5	5	5	5	5	5	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5	5	5	4.9			

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均			
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山潟	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室				
IV	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	4・包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備	11) 包括的・継続的ケアマネジメントの実践を可能にするために環境整備を適切に行っている。	8項目のうち7項目該当 =「3」 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備の実践として、以下の要素をみる。 <<「3」以外の基準> 「4」= 8項目該当 「5」= 9項目該当 「2」= 6項目該当 「1」= 5項目以下 ①介護支援専門員の質の向上のための勉強会や研修の実施 介護支援専門員のニーズに応じた研修を開催している。必要時、区や介護支援専門員連絡会などの活動を踏まえながら、企画開催している。 ②地域の介護支援専門員のニーズに即した検討会の開催 介護支援専門員の実践的な知識や能力を高める事例検討会、または個別ケア会議を実施している。 ③介護支援専門員同士のネットワーク構築に対する支援を実施 地域包括支援センターが介護支援専門員のすべての相談を受け止めるのではなく、圏域の介護支援専門員同士がつながり、悩みを話し合い、協力して業務を進めていくための場や機会づくりを行う又はつながるきっかけづくりを行っている。 ④地域にあるインフォーマルサービスの情報整理と随時の見直し、情報提供の実施 社会資源を把握して地域毎にファイリングし、介護支援専門員が個別のケアマネジメントで活用できるように提供している。社会資源の例：市の制度・情報、国の制度や改正に関する情報、介護保険サービス事業者情報、介護保険外事業者情報、医療情報、地域の自主活動、地域行事等 ⑤民生委員と介護支援専門員の連携支援 民生委員と介護支援専門員が連携できる関係づくりのために、顔合わせの場の設定や相互の役割を周知する等を行っている。 ⑥ インフォーマルサービスを含むサービス事業者等を提供する介護保険事業者等と介護支援専門員との連携支援 サービス事業者等と介護支援専門員が連携できる関係づくりのために、顔合わせの場の設定や相互の役割を周知する等を行っている。 ⑦介護支援専門員と医療機関の連携を支援、強化する取り組み 主治医、医療機関と介護支援専門員との連携を支援する場の設定、環境の整備、具体的方法の開発等を行っている。(例：地域の医師会へ介護支援専門員の役割説明、主治医が連絡しやすい方法や時間帯の調査と介護支援専門員への情報提供、医師への連絡時の様式作成、医師会との意見交換会開催等) ⑧入退院時の介護支援専門員と医療機関との連絡、ケース検討実施への支援 入退院する高齢者に対し継続した支援が行われるよう、介護支援専門員と医療機関との連携を支援する取り組みを行っている。(主治医との連絡や病院ワーカーとの連携、ケース検討実施支援等) ⑨地域の主体を対象とした高齢者の自立支援・介護予防を推進するための啓発の実施 住民やサービス事業者等を対象に介護予防の取り組みの必要性や地域の介護予防を取り巻く現状などについて、勉強会や情報提供を実施している。	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9
					5	5	5	-	5	5	5	5	5	5	5	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5	5	4.9			

大項目	中項目	目標項目 (小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均				
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山潟	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室					
IV	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	5・個別ケアマネジメント支援業務	12地域の介護支援専門員に対する個別ケアマネジメント支援を適切に行っている。	5項目のうち、3項目該当＝「3」 適切な個別ケアマネジメント支援の実施について、以下の要素をみる。 (具体的な実施の状況等は記録等で確認する) ≪「3」以外の基準≫ 「4」＝ 4項目該当 「5」＝ 5項目該当 「2」＝ 2項目該当 「1」＝ 1項目以下 ①相談窓口を明確にしている。 相談受付と対応内容について介護支援専門員に周知し、周知した結果を記録している。 ②支援困難事例を抱える介護支援専門員への相談対応を実施 介護支援専門員からの支援困難事例の相談に対して地域包括支援センター職員が助言している。必要に応じて、事例検討会開催を提案、支援、その結果を含め記録している（介護支援専門員への支援の記録、支援結果の記録） ③個別事例のサービス担当者会議への出席、助言を実施 介護支援専門員が実施するサービス担当者会議に出席し、介護支援専門員が高齢者の個々状態に対応したケアプランが作成できるよう助言している。 また、必要に応じてサービス担当者会議の構成員をサポートした支援結果を記録している。 なお、サービス担当者が集まって検討するだけでは解決が困難だと思われるケースでは、個別ケア会議の活用を提案している。（介護支援専門員への支援の記録や支援経過を記録している） ④ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導を実施 介護支援専門員が作成しているケアプランを「利用者や家族の自己決定に基づいたものか」「自立支援を目指しているか」「利用者の地域生活を支えていく具体的な内容か」「利用者家族や近隣住民との関係性に着目しているか」等の視点にたって、介護支援専門員を支援している。（介護支援専門員への支援の記録、支援結果の記録） ⑤個別支援の目標や目的を達成した場合は支援を終結し、成果を評価している。 ・個別支援については目標や目的を設定し、介護支援専門員と共有している ・支援を終結した場合には、成果を振り返り、課題等をセンター内で共有している	5	5	5	-	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5	4	5	4	4.9
					5	5	5	-	5	4	5	5	5	5	5	-	4	5	4	5	4	4	5	5	5	4	5	4	5	4	5	3	5	4.6				

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均	
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の 下	藤見・ 下山	木戸・ 大形	石山	関屋・ 白新	ふなえ	宮浦東 新潟	鳥屋野・ 上山	山潟	大江山・ 横越	かめだ	曾野木 両川	にいつ 日宝町	新津	こすど	しろね 北	しろね 南	あじか た	小新・ 小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之 口・湯 東	巻	岩室		
V	介護予防ケアマネジメント業務	6・介護予防事業に関する介護予防ケアマネジメント業務	13)社会参加や生きがい創出による介護予防に向けて、適切な支援を行っている。 7項目のうち、5項目該当=「3」	<p>介護予防の推進について、以下の要素をみる。</p> <p>《「3」以外の基準》 「4」=6項目該当 「5」=7項目該当 「2」=4項目該当 「1」=3項目以下</p> <p>介護予防の推進について以下の要素をみる。</p> <p>①介護予防の啓発活動の実施 高齢者及び地域住民に対して介護予防に関する啓発を実施している。</p> <p>②基本チェックリスト勧奨の実施 一人暮らしや高齢者のみ世帯等、要介護リスクが高い高齢者に対し、基本チェックリストの実施を勧めている。(個別対応)</p> <p>③基本チェックリストに関する啓発活動の実施 地域の茶の間や自治会の集会等に赴き、高齢者及び地域住民に対して、基本チェックリストの目的や内容、介護予防の必要性等についての啓発を行い、基本チェックリストを実施している。(集団対応)</p> <p>④幸齢ますます元気教室を活用し、介護予防を図っている 専門職による幸齢ますます元気教室への参加を促し、自立支援に向けた介護予防の取り組みを図っている。(幸齢ますます元気教室参加者が1会場(1コース)8名以上いる)</p> <p>⑤幸齢ますます元気教室終了者の事後評価 幸齢ますます元気教室等終了者について、幸齢ますます元気教室終了後3～6か月後に評価(訪問による実態把握、アセスメント)を継続して実施している。</p> <p>⑥幸齢ますます元気教室終了者の社会参加の促進 幸齢ますます元気教室終了者が、地域の茶の間や自主サークル活動に参加するなど多様な社会資源を活用し、他者との関わりを持って継続的に介護予防に取り組めるよう支援を実施している。</p> <p>⑦介護予防ケアマネジメントの質の確保 介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に実施されるよう、事例検討会や研修会を定期的に開催し、質の確保・向上を図っている。</p>	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	3	3	4	4	4	5	4	4	5	5	4	5	4	4	5	5	5	5	4	4	4.3
					4	5	4	-	4	4	4	4	4	4	4	-	4	4	4	5	5	4	5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	4.4

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均				
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山潟	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室					
VI	地域での他機関連携等	7・地域での包括支援ネットワーク構築	14)総合相談や包括的・継続的支援のための圏域のネットワーク構築とその活用をすすめている	7項目のうち5項目該当＝「3」 《「3」以外の基準》 「4」=6項目該当 「5」=7項目該当 「2」=4項目該当 「1」=3項目以下	市や地域の保健・医療・福祉関係機関、地域のインフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携する「地域包括支援ネットワーク」を構築するための関係づくりと、活用に取り組んでいるかどうか、以下の要素をみる。 ①地域の課題を検討し整理している ②地域の民生委員との関係づくり ③地域の自治会、コミュニティ、老人会、自主活動・ボランティア等の団体・組織との関係づくり ④支え合いのしくみづくり会議、支え合いのしくみづくり推進員との連携 ⑤在宅医療・介護連携の促進 ⑥認知症施策の推進 ⑦地域ケア会議の開催し、計画への反映	市や地域の保健・医療・福祉関係機関、地域のインフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携する「地域包括支援ネットワーク」を構築するための関係づくりと、活用に取り組んでいるかどうか、以下の要素をみる。 ①地域の課題を検討し整理している ②地域の民生委員との関係づくり ③地域の自治会、コミュニティ、老人会、自主活動・ボランティア等の団体・組織との関係づくり ④支え合いのしくみづくり会議、支え合いのしくみづくり推進員との連携 ⑤在宅医療・介護連携の促進 ⑥認知症施策の推進 ⑦地域ケア会議の開催し、計画への反映	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.8
					4	5	5	-	5	5	4	4	5	5	3	-	5	5	4	5	5	5	5	5	4	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4.7			
市評価の項目評価平均（令和元年度）					4.5	4.6	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.9	4.6	4.9	4.9	5.0	4.9	4.5	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	4.9	5.0	4.9	4.5	4.8	4.6	4.8			
市評価の項目評価平均（平成30年度）					5.0	5.0	4.5	-	4.5	4.9	4.4	4.9	5.0	4.9	4.9	-	4.0	4.6	4.6	5.0	4.8	4.5	4.5	4.5	5.0	5.0	5.0	4.8	5.0	4.6	4.3	4.0	5.0	4.7				